

トピックス

(1年間の特徴的な動き)

- 1 戸別所得補償制度の本格実施に向けた着実な推進
- 2 農山漁村の6次産業化について
- 3 農作業事故撲滅キャンペーンの実施
- 4 災害発生時の迅速な取組と東日本大震災への対応
- 5 「食と農林漁業の再生」に向けた中国四国農政局の提言

1 戸別所得補償制度の本格実施に向けた着実な推進

～ 一人でも多くの農業者に制度を理解し参加して
いただけるよう、中国四国農政局では全力で取り組んでいます～

戸別所得補償モデル対策を平成 22 年度(2010 年度)に実施

我が国の農業・農村は、農業従事者の減少・高齢化、農業所得の激減など危機的な状況にあります。このため、戸別所得補償制度の導入により、意欲のある農業者が水田農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図ることで、我が国の食料自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるようにする必要があります。

平成 23 年度(2011 年度)からの戸別所得補償制度の本格実施に向けて、事業の効果や円滑な事業運営を検証するため、平成 22 年度(2010 年度)に戸別所得補償モデル対策を実施しました。

戸別所得補償モデル対策は、自給率向上のポイントとなる麦・大豆・米粉用米・飼料用米などについてシンプルで分かりやすい助成体系の下に生産拡大を促す対策（水田利活用自給力向上事業）と、水田農業の経営安定を図るために恒常的に赤字に陥っている米に対して補てんする対策（米戸別所得補償モデル事業）とをセットで実施しました（図 1）。

戸別所得補償モデル対策の加入推進

管内には対象農家が多いことから、一人でも多くの農業者が制度を理解したうえで参加していただけるよう、また、農業者が制度を知らなかったということがないよう、加入申請書を全戸（水稻生産数量目標配分農家）に配布することに加え、地域協議会と連携した「いつでもどこでも出かける説明会」の開催（約 2,700 回）、パンフレットの配布、関係機関の広報誌への掲載（約 360 万部）、CATV 放送、街宣車、防災無線による呼びかけ等、様々な手段を使って農業者への制度の周知と加入促進を行いました。

また、農林水産省では政務三役が先頭に立ち、職員が一丸となって制度の加入・促進活動を行う「あぜ道キャラバン」を実施し、管内では舟山農林水産政務官（当時）が 5 月に岡山県を訪問して推進活動を行いました。さらに、管内においても加入期限の 6 月末まで中国四国農政局、農政事務所の幹部等による「あぜ道キャラバン」や「現場における勉強会」を合計 51 回実施し、現場の生の声を取りまとめて、本省へ情報提供を行いました。

6 月からは、これまでの推進活動に加え管内各県において加入率の低い地域をリストアップして、中国四国農政局長からの加入依頼文に申請書を添えたダイレクトメールを送付し（約 3 万 4 千通）、電話での呼びかけや戸別訪問（約 2 千 7 百戸）などの働きかけを地域協議会と連携して実施しました。

なお、中国四国農政局ではモデル対策のスムーズな運営を図るため、全国に先駆けて「戸別所得補償制度推進室」を設置するとともに、農政事務所においても本制度に関する情報提供、意見等の把握を行う相談窓口を設置しました。

戸別所得補償モデル対策交付金の支払実績と生産現場の効果について

1 交付金の支払いについて

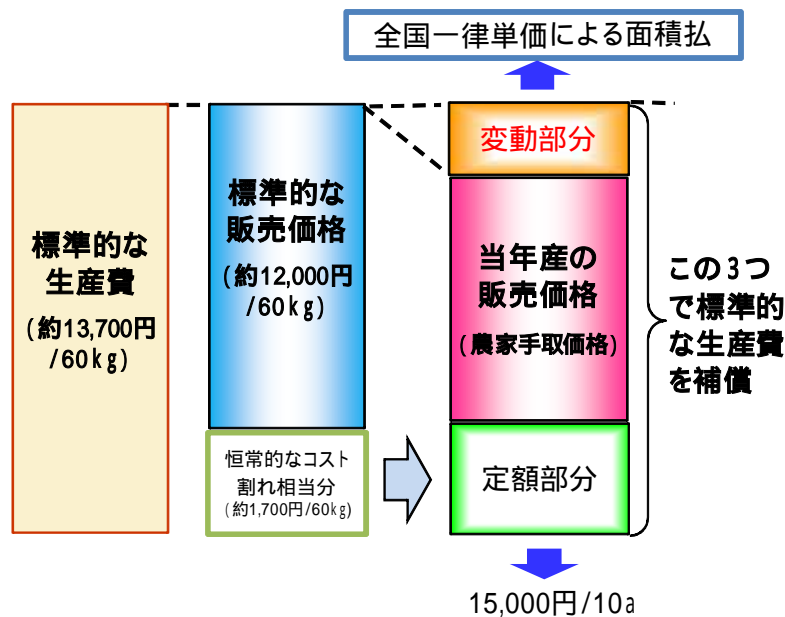
戸別所得補償モデル対策(米戸別所得補償モデル事業の定額部分、水田利活用自給力向上事業)の交付金の支払いについては、平成22年(2010年)11月中旬に鳥取県、島根県を皮切りに各県順次支払いを開始し、以降管内各県で年内支払いに向けた手続きが行われました。平成22年(2010年)12月中には交付申請のあった農業者の大半の支払いが終了し、平成23年(2011年)3月末までには全て支払いが終了しました。

また、平成23年(2011年)1月までの米の相対取引価格を基に算出された変動部分の補てん交付金(図1)、10a当たり1万5,100円について、平成23年(2011年)3月末までには全ての県・地域で支払いが終了しました。

その結果、戸別所得補償モデル対策における交付金支払件数(額)は、全国で約116万件(4,958億円)、管内では約19万8千件(約390億円)となりました。

交付金支払件数(額)は平成23年(2011年)5月13日に公表された速報値。

(図1) 米戸別所得補償モデル事業の仕組み



2 支払件数と面積について

管内における戸別所得補償モデル対策の支払件数は、約19万8千件で、経営形態別にみると、個人が約19万6千件、法人が928件、集落営農が519件となりました。

この集落営農数は、前年度の経営所得安定対策と比べ1.7倍に増加しており、モデル対策が集落営農の組織化の進展等に寄与しました。これは、米戸別所得補償モデル事業においては、加入農業者の水稻作付面積のうち10aは自家消費用として定額部分の1万5千円の対象から除外することとなっていますが、集落営農について

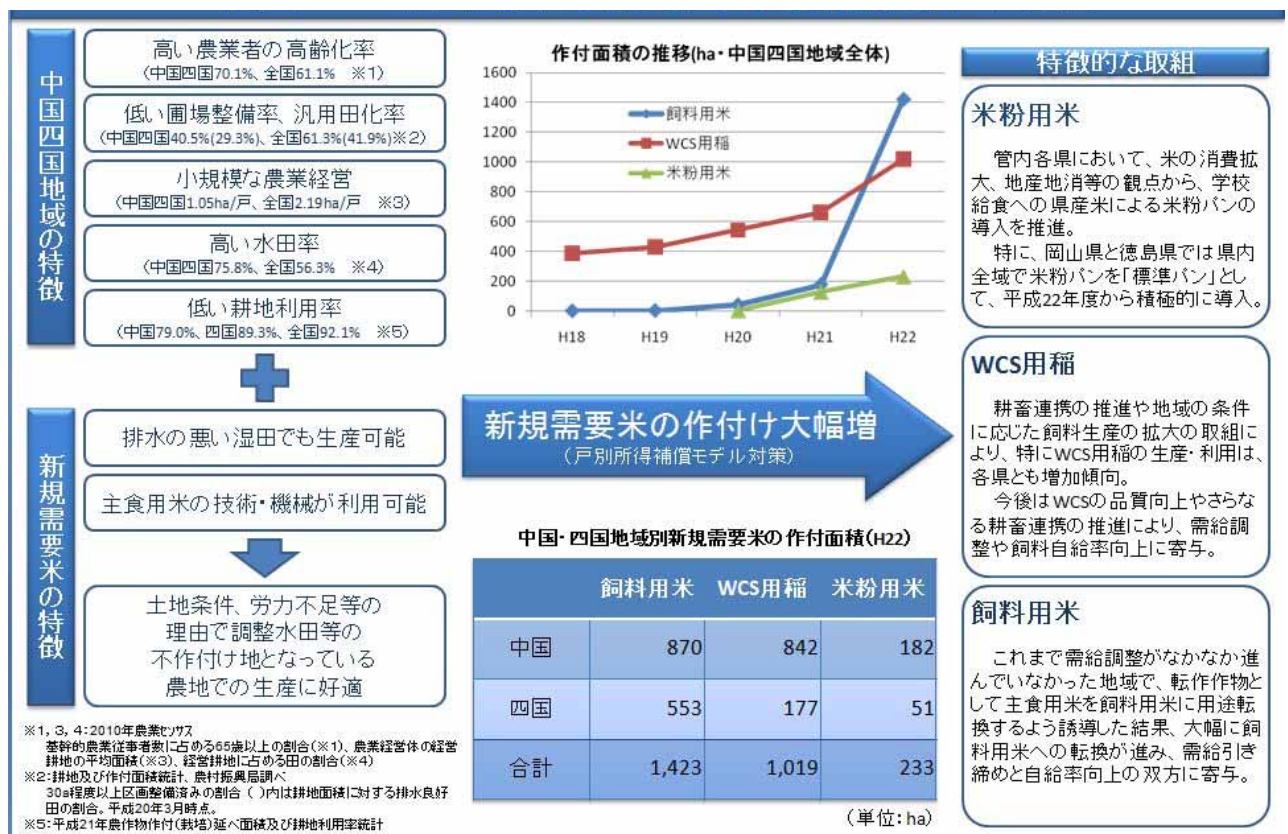
は、組織全体で 10a を対象から除外するというメリット措置等によるものと考えられます。

また、支払面積は、米戸別所得補償モデル事業で主食用米 9 万 8 千 ha、水田利用自給力向上事業で麦 8 千 ha、大豆 4.2 千 ha、飼料作物 5.8 千 ha、新規需要米（米粉用米、飼料用米、WCS 用稲）2.6 千 ha、加工用米 0.7 千 ha、そば 1.2 千 ha となりました。

このうち、飼料用米が鳥取県、島根県、岡山県、徳島県及び高知県を中心に増加し、各県計で前年に比べ約 8 倍と大幅に増加したため、新規需要米は全体として前年の約 3 倍となり、順調に作付けが増加しました。

これは、管内各県における低い汎用田化率（排水不良田が多い）、高い水田率や低い耕地利用率といった状況の中で、生産調整の推進手段として、主食用米から飼料用米等への誘導、また、調整水田等の不作付地への導入作物として、新規需要米の作付けが拡大したものと考えられます（図 2）。

（図 2） 中国・四国地域における新規需要米の取組



農業者戸別所得補償制度の概要

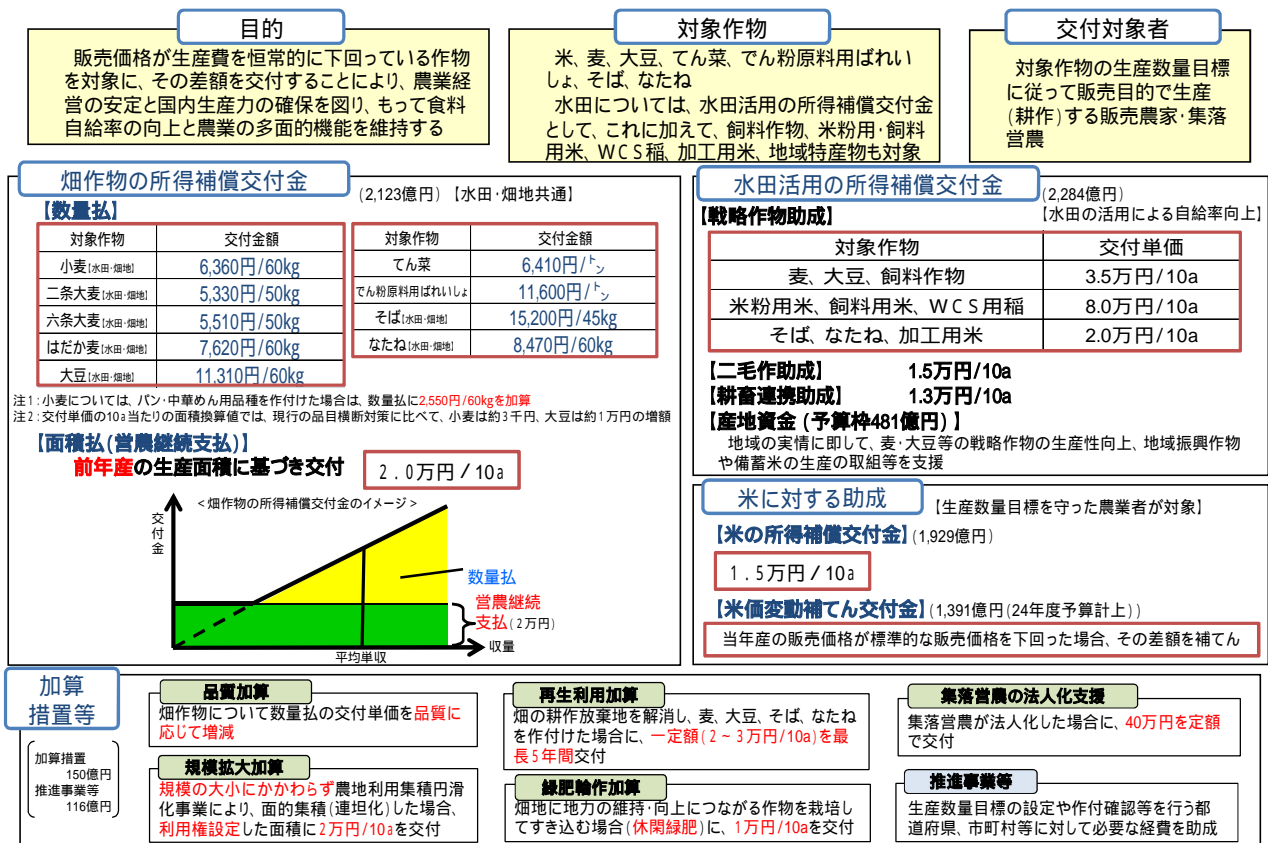
平成 23 年度(2011 年度)に行う農業者戸別所得補償制度については、戸別所得補償モデル対策の実施状況や農業者の要望に応え、水田における主食用米等の所得補償(米の所得補償交付金、水田活用の所得補償交付金)は、平成 22 年度(2010 年度)のモデル対策を基本として継続することとしています。また、畑作物の所得補償交付金を導入し、畑地における麦、大豆、そば、なたね等も新たに所得補償の交付対象とするほか、農業の構造改革を加速するため規模拡大加算等の各種加算措置等を講じ、農業者の経営の安定等を図ることとしています(図 3)。

このうち、水田活用の所得補償交付金については、基本的にはモデル対策を継続していますが、激変緩和調整措置を発展的に解消し、より地域の実情に即して麦・大豆等の戦略作物の生産性向上、地域振興作物や備蓄米の生産への取組等ができるよう同交付金の中に「産地資金」が創設されました。

また、新たな畑作物の所得補償交付金については、農業者の単収増や品質の向上等の努力が報われるよう収量に応じた支払いを基本とし、営農を継続するために必要最低限の額(10a 当たり 2 万円)を面積払で交付する仕組みにより所得を補償することとしています。

加算措置等については、規模拡大加算のほか、耕作放棄地解消等を目的とした再生利用加算、集落営農を持続性のある経営体へ育成するための法人化支援等が講じられています。

(図 3) 農業者戸別所得補償制度の概要(平成 23 年度)



農業者戸別所得補償制度に関する農業者等への説明

農業者戸別所得補償制度について、できる限り多くの農業者に参加いただけるよう、対策の内容について、親切・丁寧に説明し、広く周知することが重要です。

平成23年(2011年)1月20日に中国四国ブロック説明会を開催し(篠原農林水産副大臣出席)、また、各県別説明会を1月13日の高知県を皮切りに2月17日の香川県まで管内全県で本省担当者の出席により開催しました。

その後、各県内の地域協議会等が主催する説明会が開催され、これに中国四国農政局、農政事務所職員が積極的に出席して、農業者等へ制度の説明を行いました。

また、各農政事務所で「農業者戸別所得補償制度の概要パンフレット」を作成し、地域水田協議会等各種協議会と連携し、畑作農家にも幅広く配布するなど、多様な媒体を活用し、積極的に周知活動を行っています。



中国四国ブロック説明会の様子

2 農山漁村の6次産業化について

農山漁村の6次産業化の考え方

雇用と所得を確保し、若者や子供も集落に定住できる社会を構築するため、農林漁業生産と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業の創出を促進するなど、**農山漁村の6次産業化を推進**。



平成 22 年(2010 年) 3 月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において、農林漁業者による生産・加工・販売の一体化や、農林漁業と第 2 次・第 3 次産業の融合等により、農山漁村に由来する農林水産物、バイオマスや農山漁村の風景、そこに住む人の経験・知恵に至るあらゆる「資源」と、食品産業、観光産業、IT 産業等の「産業」とを結びつけ、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す農業・農村の 6 次産業化を推進することとしています。

このようななか、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(六次産業化法)が平成 22 年(2010 年)11 月 26 日に成立し、平成 23 年(2011 年) 3 月 1 日に完全施行されました。

また、六次産業化法に基づき農林水産大臣が定める基本方針についても、平成 23 年(2011 年) 3 月 14 日に公表されたところです。

中国四国農政局は、管内各県ごとに農林漁業者等の 6 次産業化を推進する支援事業体(6 次産業化サポートセンター)を設置し、6 次産業化に取り組もうとする農林漁業者等の様々な課題に対応できる専門家である「6 次産業化プランナー」等を活用することにより、6 次産業化の取組に繋がる案件の発掘から事業化までの総合的なサポートをしていく体制をつくることとしています。

中国四国農政局・管内各農政事務所は、支援事業体、各県、各関係機関、各団体等と連携を図りつつ、6 次産業化の推進を図っていきます。

6次産業化の推進について

1 中国・四国地域6次産業化仲間の会（仮称）

「中国・四国地域6次産業化仲間の会（仮称）」とは、農林漁業者を核として中国・四国地域を活性化し、豊かな生活を実現するため、農林漁業者・地域が自ら知恵を出し合い、新たな魅力など「地域の宝」を発掘し、地域の「強み」を一層増すための自主的に集まる会です。農林漁業者、生活者（消費者）、流通・加工業者から農林漁業関係団体、地方自治体、さらに地域

中国・四国地域6次産業化 仲間の会(仮称)

自主的に集まる会(メンバーは登録制)です。

親切・丁寧、身近な相談しやすい農政局

良い名前があったら
お寄せ下さい！

仲間の会とは

6次産業化に関心を持つ様々な立場の仲間が、お互いに情報を共有し、相互にアイデアを提供・交換する場です！
皆さんのアイデアで活動内容を進化させていきます！



参加しませんか！！

申込みはこちらから！

E-mail : rokuji_nakama@chushi.maff.go.jp

【事務局】

中国四国農政局生産経営流通部食品課
(6次産業化総合相談窓口tel:086-224-9415)
http://www.maff.go.jp/chushi/sesaku/sixth/6i_friends.html
(平成23年2月23日版)

6次産業化仲間の会

検索

リーダー、プランナー、研究者など、6次産業化に関心を持つ様々な立場の仲間が、お互いに情報を共有し、相互にアイデアを提供・交換することによる相乗効果が現れることを狙っています。

平成23年(2011年)2月17日には、岡山で開催された「農山漁村の6次産業化中国ブロック説明会」の終了後、試行的に「6次化のさわやかカフェ」を開催しましたが、35名の会員の方々にご参加いただき、情報交換、名刺交換等交流を深めました。

平成23年(2011年)3月31日現在181名の方にご参加いただいています。

2 6次産業化説明会

中国四国農政局は、6次産業化を推進するため、中国及び四国ブロックで法制度や予算に関する説明会を開催するとともに、各県別にも説明会を開催しました。また、食品関連事業者、農林漁業者等からの事業内容や事業申請手続きなどについての問い合わせに対応するため、六次産業化法や予算について相談受付窓口を設置し、情報提供や相談対応を行っています。



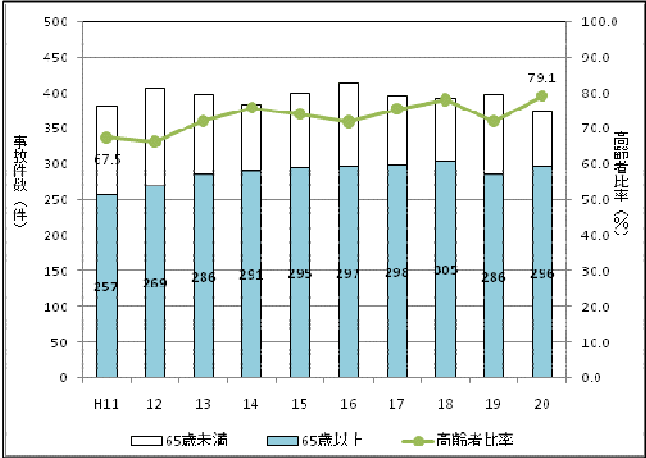
中国ブロック説明会の様子

3 農作業事故撲滅キャンペーンの実施

全国農作業安全確認運動の取組について

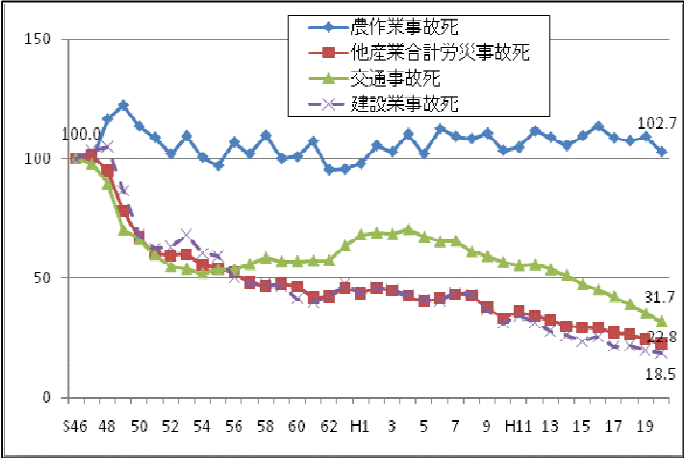
農作業を安全に行い、農作業事故を防止することは、農業生産の振興や農業経営の安定を図るうえで、さらには農業の持続的な発展と農村の振興を図り、将来にわたり食料の安定供給及び多面的機能の発揮を確保していくうえで、基本的でかつ重要な事項となっています。しかし、毎年約400名の農作業死亡事故が発生し、他産業での事故死の発生件数が年々減少しているなか、農作業死亡事故数は減少傾向にありません。また、高齢者による事故発生件数も年々増加しています。

農作業死亡事故の発生状況



資料：農林水産省調べ

農作業事故死等の年次別推移



資料：農林水産省、厚生労働省、警察庁
注：昭和46年を100とした指数。

こうした状況に歯止めをかけるため、平成22年(2010年)3月30日に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において、初めて農作業安全対策の推進が明確に位置付けられ、平成22年度(2010年度)からの新たな取組として、関係機関の協力のもと「全国農作業安全確認運動」を実施し、農作業安全対策の強化を図る取組が行われました。運動は、春作業の3月～5月、秋作業の9月～10月を農作業安全対策の重点期間として、ポスター・パンフレットによる啓発等を行うことにより、春は「トラクターの転落・転倒事故」、秋は「コンバインの転落・転倒事故」、「巻き込まれ事故」の防止対策や農業者の労災特別加入促進にポイントを絞って展開しました。

農作業安全対策の推進 - 食料・農業・農村基本計画より -
 農作業事故での死亡事故件数が減少していない中で、今後とも多くの高齢者が農業に従事すると見込まれることを踏まえ、農作業安全対策の強化を図る。特に、行政機関や民間事業者等の関係者の協力の下、農作業安全意識の向上を図るとともに、農業機械の安全性を向上させるための取組を促進する。

2010年 農作業安全確認運動について

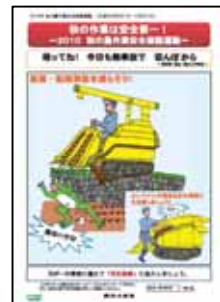
【春の農作業安全確認運動】

- 1 運動の重点事項
 - ・重大事故に直結する「転落・転倒事故」の現状と対策に対する理解の増進
 - ・万一の事故に備えた「労災保険」の加入促進
- 2 スケジュール：平成22年(2010年)3月1日～5月31日



【秋の農作業安全確認運動】

- 1 運動の重点事項
 - ・重大事故に直結するコンバインの「転落・転倒事故」、「巻き込まれ事故」の現状と対策に対する理解の増進
 - ・万一の事故に備えた「労災保険」の加入促進
- 2 スケジュール：平成22年(2010年)9月1日～10月31日



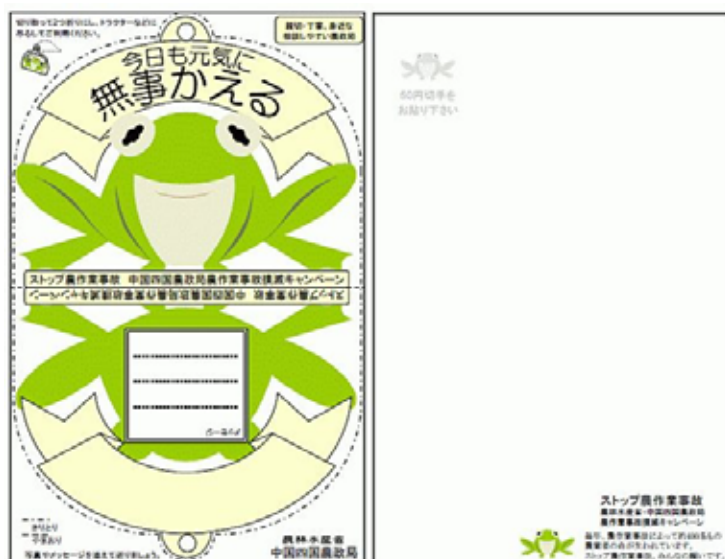
中国四国農政局の取組

中国四国農政局では、ポスターなどの全国的な取組に加え、独自の取組として「農作業事故撲滅キャンペーンはがき」を作成・配付し（春期）、農作業安全フォトコンテストを実施しました（秋期）。

1 大切なあの人に、かえるハガキを送ろう

中国四国農政局では、農作業安全確認運動を広く知ってもらい、生産者だけではなく、生産者のご家族や消費者の皆様にも、農作業の安全に対する意識が高まるよう、「農作業事故撲滅キャンペーンはがき」を作成し、管内の生産者や小学校等へ2千枚以上配付しました。

また、自由にはがきを利用していただけるように、図案を農作業安全のHPに掲載しております。



農作業安全のHP <http://www.maff.go.jp/chushi/seisan/anzen/index.html>

2 農作業安全フォトコンテスト

中国四国農政局では、「秋の農作業安全確認運動」に合わせて、フォトコンテストを実施しました。

テーマを「農作業安全」とし、「1日の農作業を無事に終え、家に帰りたくなる写真」、「個人や集落営農などで農作業安全に取り組んでいる写真」を募集したところ32の個人・団体から、76点の応募をいただきました。その中から中国四国農政局長賞、日本放送協会岡山放送局長賞及び山陽新聞社長賞各1点のほか、佳作5点を決定しました。



「農作業安全フォトコンテスト」入選作品



【中国四国農政局長賞】

「小さな助っ人」

木浦 正夫 様（岡山県真庭市）

【日本放送協会岡山放送局長賞】

「山里」

藤江 松男 様（島根県出雲市）



【山陽新聞社長賞】

「いい夫婦」

林 純一 様（岡山県早島町）

「農作業安全フォトコンテスト」入選作品(佳作)

「初めての高齢者体験！」

岡山県農林水産部農産課安全農業推進班 様



「もうすぐ帰るよ!!!」

瀧川 純一 様 (島根県益田市)



「収穫日和」

中藤 幸二 様 (岡山県倉敷市)



「そろそろ休憩しないか」

福島 成文 様 (島根県出雲市)



「実りの秋」

山下 壮一 様 (島根県出雲市)

4 災害発生時の迅速な取組と東日本大震災への対応

局地的集中豪雨災害の発生

近年、地球温暖化に伴う気象変動の影響により、短時間で局地的な集中豪雨が頻発する傾向にあり、平成 22 年(2010 年)は、梅雨前線豪雨により中国・四国地域でも大きな被害が発生しました。なかでも、7 月 16 日に広島県庄原市^{しようばらし}で発生した集中豪雨は、東西約 4 km、南北約 6 km の範囲で、1 時間最大雨量 91mm、10 分間最大雨量 44mm という猛烈な雨が降ったもので、土砂崩れの多発により甚大な被害がもたらされました。

この局地的集中豪雨により、住民 1 名が亡くなったうえ、家屋や道路等に加え、農地、農業用施設も壊滅的な打撃を被ったことから、関係機関が協力して現地調査及び災害復旧の支援に取り組んでいます。

災害発生後の迅速な現地調査による状況把握

大きな災害が発生した場合は迅速な対応が必要であり、まず人命救助と二次災害の防止が最優先となりますが、このようななか、被災した市町村の担当者は、被災状況を把握するため現地調査を合わせて行います。しかし、限られた人員では情報の収集・整理に時間がかかることから、県の職員等に加え、国の職員が現地調査に参加しています。

庄原市の豪雨災害では、7 月 20 日に農林水産省農村振興局と中国四国農政局の担当者による現地調査を行い、さらに 7 月 22 日には中国四国農政局長による現地調査を行ったうえで、山田農林水産大臣(当時)が 7 月 26 日に現地入りし、被災状況の視察及び被災者との意見交換を行いました。



現地被災状況



農家の方との意見交換

国が現地調査等を行うことにより、現地での応急措置等の対応に追われる市町村、県からもたらされる以外の情報を直接収集することができ、国による支援策の検討をいち早く行うことができます。庄原市を含む平成 22 年(2010 年)の梅雨前線豪雨災害については、災害復旧事業に対する国の補助率がかさ上げされる激甚災害の指定(閣議決定)が 8 月 20 日に行われました。

災害の早期復旧に向けた支援

庄原市の局地的集中豪雨では、土砂崩れにより約 60ha の水田に土砂や流木が堆積し、さらに、農業用水路が破損したため直接被災していない水田への農業用水の送水も不可能となりました。このような状況において、農林水産省農村振興局と中国四国農政局の担当者は、農業農村災害緊急派遣隊（通称：水土里災害派遣隊）として現地調査を行うとともに、農地、農業用施設の復旧工法及び応急工事の実施について県や市の担当者に助言を行いました。

また、災害復旧事業を実施するためには、実施主体となる市町村等が県とともに災害復旧事業計画書を作成する必要がありますが、近年の降雨災害の傾向として、1か所当たりの被害が大きいため、市町村等の担当者に大きな負担がかかります。このため、広島県土地改良事業団体連合会（水土里ネットひろしま）は、会員である庄原市の依頼を受け、災害査定を受けるための設計書の作成、復旧工事の具体的な設計、復旧工事の工事管理などの支援を行っています。

庄原市の場合、12月には災害査定を終了し、3月から本格的な災害復旧工事に着手しています。このように、被災地における営農の早期再開に向け、災害査定、災害復旧事業の採択及び災害復旧工事への着手を早急に実施するための支援が行われています。

東日本大震災の復旧対策のため陸上ポンプを貸出

また、平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に発生した東日本大震災の復旧対策のため、東北農政局土地改良技術事務所より要請を受け、3 月 18 日と 25 日に災害応急用の陸上ポンプを計 15 台（250m/m 7 台、150m/m 8 台）を貸し出しました。



ポンプ積み込み状況



現地での使用状況

5 「食と農林漁業の再生」に向けた中国四国農政局の提言

包括的経済連携に係る各種情報等を関係機関に積極的に情報提供

平成 22 年(2010 年)11 月 9 日に「包括的経済連携に関する基本方針」が閣議決定され、高いレベルの経済連携の推進と我が国の食料自給率の向上や国内農業・農村の振興とを両立させ、持続可能な力強い農業を育てるための対策を講じるため、「食と農林漁業の再生推進本部」(本部長：内閣総理大臣)が設置されました。

中国四国農政局では、同推進本部や「食と農林漁業の再生実現会議」及び「食と農林漁業の再生実現会議幹事会」での検討状況等の各種情報について、関係機関との各種会合や現地の方との意見交換を活用して積極的に情報提供を行いました。

東日本大震災で農林漁業が大きな打撃を受けたことから、平成 23 年(2011 年)5 月 17 日「政策推進指針」が閣議決定され、震災からの復旧・復興にまずは全力を尽くすこととされました。さらに「食と農林漁業の再生実現会議」において、東日本の農林漁業の復興、日本の農水産物の信認回復という新たな課題に応える方策を検討することとされ、また同推進本部において、平成 23 年(2011 年)6 月をめぐりに基本方針を決定し、10 月をめぐりに行動計画を策定することとされていましたが、これに代わる新たな工程は、日本再生全体のスケジュールや復旧・復興の進行状況を踏まえ検討することとされました。

中国・四国地域の実態を踏まえた提言の提出

中国・四国地域は、中山間地域が多く、農業従事者の減少・高齢化、耕地面積の減少などが全国より早いペースで進んでいます。一方、多様な気象条件や地形条件のもとで多様な農産物の生産や地域住民の活動が展開されています。

中国四国農政局では、「食と農林漁業の再生実現会議」での具体的検討に際して、これら中国・四国地域の実態を踏まえた提言を作成し、平成 23 年(2011 年)1 月 12 日に開催された地方農政局長等会議に提出するとともに、中国四国農政局ホームページにおいて公表しました。

中国四国農政局ホームページ「『今後の国内農業に係る提言』の公表について」

<http://www.maff.go.jp/chushi/press/kikaku/110119.html>

「食と農林漁業の再生実現会議」での検討項目の論点を中心に意見交換を実施

中国四国農政局では、国民的議論に向けて、「食と農林漁業の再生実現会議」での検討項目の論点(論点 1：持続可能な経営実現のための農業改革のあり方、論点 2：消費者ニーズに対応した食品供給システムのあり方、論点 3：戸別所得補償制度のあり方、論点 4：農林水産業の成長産業化のあり方)を中心に、平成 23 年(2011 年)1 月から 2 月末にかけて、現地の生の声を聞くための意見交換を農業者、農業団体、市町村長、県等と中国四国農政局・農政事務所等の幹部とで行うとともに、JA 中央会、県農業法人協会、県指導農業士会や県土地改良区等の農業団体の会合を活用し、意見交換を実施しました。